

長崎県文書管理システム構築及び運用保守業務委託落札者決定基準

1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下、「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

2 総合評価の方法

(1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 技術評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

技術評価点 750 点

価格評価点 250 点

(3) 技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

評価項目（大項目）	評価項目（小項目）	点数配分
1 事業内容及び実施方法	基本方針	110 点
	採用製品	
	業務実績	
2 開発要件	スケジュール	125 点
	役割分担	
	業務体制	
	プロジェクト管理	
	会議体	
3 業務要件	画面要件	125 点
	システム連携要件	
4 セキュリティ要件	基本方針	25 点
	脆弱性情報の収集・対処	
	要塞化ツール	
	脆弱性診断	
5 機器要件	構成	15 点
6 移行要件	移行方法	80 点
	移行時期	
7 機能要件	要求機能	125 点
8 研修体制	研修内容	30 点
9 システム運用・保守	運用保守	55 点
10 提案内容	課題解決提案	60 点
	追加提案	
合計		750 点

- (4) 技術価格点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については別紙「評価項目表」のとおりとするが、評価項目表中「必須項目」については県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから1項目でも最低水準を満たしていない場合は、技術提案書は不合格とし総合評価点は与えない。
- (5) 技術評価点の評価は複数名の審査委員により行う。

① 必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数の委員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は0点とし技術提案書は不合格とする。

② 必須項目以外の審査（加算点）

各委員は、それぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価し、全委員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通（良くも悪くもない）	配点×0.25
E	最低水準程度	0

※平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

- (6) 価格評価点は次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 250 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格})$$

※算定の結果端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。